

鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱

制 定
3 農 振 第 2333 号
令 和 4 年 3 月 31 日 付
農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和6年4月1日 5農振第3273号

(趣旨)

第1 鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これらを受け、平成19年12月には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）が制定され、また、平成24年3月には、対策の担い手確保、捕獲の一層の推進等を図るために特措法の一部が改正されたところである。さらに、平成28年12月には、鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）の設置促進やその体制強化、捕獲した対象鳥獣の食品等としての利用の促進等を図るために特措法の一部が改正され、加えて、令和3年6月には、広域的な捕獲のための体制構築、捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用するための衛生管理の知識を有する捕獲者や処理加工施設の人材育成等を図るために特措法の一部が改正されたところである。

これらを踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）において、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組を実施するものとする。また、地域における被害防止対策や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材を育成するとともに、最新の被害防止技術等について調査・検証を行い、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。さらに、捕獲

鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）、愛玩動物用飼料又は皮革等（以下「ジビエ等」という。）の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

（通則）

第2 本交付金の交付については、特措法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、本要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第3 本交付金により実施する鳥獣被害防止総合支援対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として行うものとする。

（事業の実施方針等）

第4 本対策は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第3に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が特に必要と認める場合にあつては、この限りではない。

2 本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

- （1）鳥獣被害防止総合支援事業
- （2）鳥獣被害防止都道府県活動支援事業
- （3）都道府県広域捕獲活動支援事業
- （4）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
- （5）シカ特別対策等事業
- （6）鳥獣被害対策基盤支援事業

(7) 全国ジビエプロモーション事業

(8) 鳥獣被害防止対策促進支援事業

- 3 本対策を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、整備事業（別表の区分・事業種類の欄に掲げる農山漁村活性化対策整備交付金（鳥獣被害防止総合対策整備交付金）のうち、経費・事業内容の欄に定める施設整備をいう。）を実施する場合にあっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、農村振興局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

(交付の対象及び交付率)

- 第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体が行う第4第2項の各号に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。
- 2 交付対象経費の区分・事業種類並びにその区分・事業種類ごとの交付対象経費、事業内容、事業実施主体、採択要件及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。
- 3 前項に定めるもののほか、第4第1項のただし書の事業に要する経費は、第4第2項の各号に掲げる事業において実施する事業に要する経費としてみなすことができることとし、これに対する交付率は、農村振興局長が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

- 第6 別表の区分・事業種類の欄に掲げる1及び2の相互間における流用をしてはならない。

(委任)

- 第7 本対策の実施につき必要な事項については、本要綱の定めによるほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

(申請手続)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者（以下「交付対象事業者」という。）は、交付申請書を地方農政局長等（鳥獣被害防止総合支援事業（広域コンソーシアム型を除く。）、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策

促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）にあつては地方農政局長（北海道にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）、鳥獣被害防止総合支援事業（広域コンソーシアム型に限る。）、鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）（以下「鳥獣被害対策基盤支援事業等」という。）にあつては大臣をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 交付対象事業者は、前項の申請書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（大臣の場合にあつては農村振興局長）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第10 地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第8第1項の規定による交付申請書が地方農政局長等に到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

- 第11 交付対象事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

- 第12 交付対象事業者（地方公共団体を除く。）は、交付事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等にあらかじめ届け出なければならない。

2 交付対象事業者（地方公共団体を除く。）は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。

ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 交付対象事業者（地方公共団体を除く。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

4 交付対象事業者は、交付事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

第13 交付対象事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第14 交付対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

（2）交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。

（3）交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付対象事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第16 交付対象事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第17 交付対象事業者は、交付金の交付決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。
- ただし、別記様式第6号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第18 交付対象事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第6号の概算払請求書を、地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 交付対象事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅延なく間接交付対象事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、交付対象事業者は、交付事業が完了したとき（第14第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 交付対象事業者は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、

翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第20 地方農政局長等は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第21 交付対象事業者は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第20項第2項及び第3項の規定は、前項による額の確定について準用する。

(交付決定の取消等)

第22 地方農政局長等は、第14第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付対象事業者が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付対象事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接交付対象事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第20第3項の規定（括弧書を除く。）は、第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付について準用する。

(財産の管理等)

第23 交付対象事業者は、交付事業（交付事業を他の団体に実施させた場合を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 交付対象事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第25 交付対象事業者は、交付事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

- 第26 交付対象事業者は、交付事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに、交付事業の実施によって相当の収益を生じたときは、別記様式第10号の収益報告書により、各決算期の終了後2月以内に、地方農政局長等に報告しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による報告があった場合、その他交付対象事業者に前項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと認定したときは、当該収益の全部又は一部を国に納付させることができる。
 - 3 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いたものとする。

(交付金の経理)

第27 交付対象事業者は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の

収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付対象事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 交付対象事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第28に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第28 交付対象事業者(地方公共団体に限る。)は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第29 交付対象事業者は、第8第1項の規定による交付申請、第14第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第17の規定による状況報告、第18の規定による概算払請求、第19第1項の規定による実績報告及び第19第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により行うことができる。

ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 交付対象事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた交付対象事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、交付対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法によることができる。
- 4 交付対象事業者が第1項の規定によりeMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第30 都道府県は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、第6、第12から第17まで、第19、第21から第23まで及び第25から第28までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県による間接交付金の交付の決定をもって都道府県の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による都道府県の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがあること。

2 都道府県は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 間接交付対象事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県は、間接交付対象事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように務め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 都道府県は、第1項第2号の承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認をしなければならない。

ただし、第1項第2号のただし書の場合にあつては、第10第1項の規定による交付決定の通知をもって同項ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。

- 5 都道府県は、第1項第3号の規定により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は、当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県は、間接交付事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

- 1 本要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本要綱の施行に伴い、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 2による廃止前の鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本交付等要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

別表（第4、第5、第6及び第15関係）

区分・事業種類	経費・事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
1 農山漁村活性化対策 整備交付金 (鳥獣被害防止総合対策整備交付金)						
(1)鳥獣被害防止総合支援事業 ①被害緊急対応型 ②広域連携型 ③広域コンソーシアム型	1 事業費 次の施設整備に係る農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。 (1) 鳥獣被害防止施設 ①新規整備 ②再編整備 ③既設柵の地際補強 (2) 処理加工施設 (3) 捕獲技術高度化施設 (4) 地域提案 2 附帯事務費 都道府県が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認並びに事業の推進に必要な事務、指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	農村振興局長が別に定める協議会等とする。	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は確実に見込まれること。 3 受益戸数が3戸以上であること。 なお、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが確認できること。	定額、1/2以内 上記に関わらず、沖縄県にあっては2/3以内、次の1から6までの要件のいずれかに該当する地域にあっては、5.5/10以内とする。 (上記に関わらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合は、資材費のみ交付対象経費とするときに、鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合は上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。)	1 経費・事業内容の欄に掲げる1と2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更
(2)鳥獣被害防止対策 促進支援事業 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業 ア 被害緊急対応型 イ 広域連携型	1 事業費 次の施設整備に係る農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。 (1) 鳥獣被害防止施設 ①新規整備			1 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特		

<p>②再編整備 ③既設柵の地際補強</p> <p>2 附帯事務費 都道府県が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認並びに事業の推進に必要な事務、指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>			<p>ただし、鳥獣被害防止総合支援事業の経費・事業内容の欄の1の(1)及び鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)を実施する場合であって、地方農政局長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものとする。 なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。</p> <p>5 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p> <p>6 鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設</p>	<p>別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同法第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)以下単に</p>	
---	--	--	--	---	--

<p>2 農山漁村活性化対策推進交付金（鳥獣被害防止総合対策推進交付金）</p> <p>(1)鳥獣被害防止総合支援事業 ①被害緊急対応型 ②広域連携型</p>		<p>農村振興局長が別に定める協議会等とする。</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p>	<p>「過疎地域」という。）</p> <p>3 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>4 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>5 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>6 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</p>	<p>1 区分・事業種類の欄に掲げる(1)、(2)、(3)、(4)、(6)</p>	<p>1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止</p>
---	--	-----------------------------	--------------------------	--	---	--------------------------------

<p>③ 広域コンソーシアム型</p>	<p>(1) 被害防止活動推進 ① 推進体制の整備 ② 有害捕獲 ③ 被害防除 ④ 生息環境管理 ⑤ 広域柵の再編整備計画策定支援 ⑥ サル複合対策 ⑦ クマ複合対策 ⑧ 鳥類複合対策 ⑨ 他地域人材活用 ⑩ ICT等新技術の活用 ⑪ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援</p> <p>(2) 実施隊特定活動 ① 大規模緩衝帯整備 ② 誘導捕獲柵の導入 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ① 販売拡大支援 ② 搬入促進支援 (6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化 ① 実施隊員の人材育成 ② 新規猟銃取得支援 (7) 捕獲サポーター体制の構築 (8) 処理加工施設の人材育成 (9) ICTの活用による情報管理の効率化 (10) 放射線物質影響地域のジビエ活用推進</p>	<p>1 被害防止計画が作成されたいこと又は作成されることとが確実に見込まれること。</p> <p>2 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は確実に見込まれること。</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊体制強化における上限単価及び限度額、実施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証、農業者団体等民間団体被害防止活動、捕獲サポーター体制の構築、処理加工施設の人材育成、ICTの活用による情報管理の効率化及び放射線物質影響地域のジビエ活用推進における限度額については、農振局長が別に定めるところによる。）</p>	<p>及び(7)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減。</p> <p>ただし、区分・事業種類の欄に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の3割以下の増減を除く。</p> <p>2 区分・事業種類の欄に掲げる(5)の①及び②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減。</p> <p>3 区分・事業種類の欄に掲げる(6)の①、②、③、④及び⑤の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減。</p>	<p>2 事業実施主体の変更</p>
---------------------	--	---	---	---	--------------------

<p>(2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業</p>	<p>次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施体制の整備 (2) 広域捕獲活動(有害捕獲) (3) 新技術実証・普及活動 (4) 人材育成活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 	<p>都道府県</p>	<p>事業実施地区が複数の市町村を含むこと。</p> <p>なお、広域捕獲活動(有害捕獲)を実施する場合は、事業実施地区内の全ての市町村等において被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。</p>	<p>定額(ただし、限度額及び広域捕獲活動(有害捕獲)における上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。)</p>	
<p>(3) 都道府県広域捕獲活動支援事業</p>	<p>次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施体制の整備 (2) 生息状況調査等 (3) 広域捕獲活動(個体数調整) (4) 高度技術人材育成活動 	<p>都道府県</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県が作成する第二種特定鳥獣管理計画において、数の調整を目的として、農林水産業被害の防止のための捕獲が定められていること又は定められることが確実に見込まれること。 2 事業実施地区内の全ての市町村において、被害防止計画が作成されていること。 3 事業実施地区内の全ての市町村において、被害防止計 	<p>定額(ただし、限度額及び広域捕獲活動(個体数調整)における上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。)</p>	

<p>(4) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ①被害緊急対応型 ②広域連携型</p>	<p>有害捕獲について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p>	<p>農村振興局長が別に定める協議会等とする。</p>	<p>被害防止計画が作成されていること。</p>	<p>定額（ただし、上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	
<p>(5) シカ特別対策等事業 ①シカ緊急捕獲対策</p>	<p>シカの有害捕獲について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p>	<p>農村振興局長が別に定める協議会等とする。</p>	<p>被害防止計画が作成されていること。</p>	<p>定額（ただし、上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	
<p>②シカ特別対策</p>	<p>次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。 ①実施体制の整備 ②生息状況調査等 ③シカの集中捕獲 ④捕獲個体の処理 ⑤人材育成活動 ⑥大規模捕獲実証</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 市町村等において、被害防止計画が作成されていること。都道府県種特定鳥獣管理計画において、数の調整を目的として、農林水産業被害の防止のための捕獲が定められていること。 2 シカによる被害が拡大していること又は被害の拡大が予測されること。</p>	<p>定額（ただし、限度額及びシカの集中捕獲における上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	<p>定額（ただし、限度額及びシカの集中捕獲における上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	

<p>(6)鳥獣被害対策基盤支援事業</p> <p>①鳥獣被害対策担当手育成・マッチング事業</p>	<p>次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p> <p>(1) 被害防止対策の中心的人材(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター)の育成を図るため、研修カリキュラムの作成及び研修会の開催・運営を実施する事業とする。</p> <p>(2) 地域の鳥獣対策に係る新たな担当手の発掘・育成を図るため、野生鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や現場での取組等を内容とするセミナーを開催し、その中で人材確保が課題となっている市町村等とのマッチングを行う。また、ICT等を活用した被害対策技術の習得に係る研修会を行う事業とする。</p> <p>(3) 被害防止技術・手法等に関する情報共有を図るための全国検討会及び鳥獣被害対策に係るデータの活用促進に向けた環境整備を図るための検討会を</p>	<p>民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人及び協議会(農村振興局長が別に定めるものとする。)</p>	<p>3 捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標等を定めたシカの捕獲計画が作成され、計画に基づく捕獲が行われること。</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 次に掲げる事業を実施すること。</p> <p>(1) 地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーターについては、全国複数箇所で研修会を開催すること。</p> <p>(2) 新たな担当手発掘・育成セミナーについては、地域性等を考慮し、全国複数箇所で開催すること。</p> <p>(3) 鳥獣対策技術に関する全国検討会及び鳥獣被害対策に係るデータの活用促進に関する検討会を開催すること。</p>	<p>定額(ただし、限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。)</p>		
--	---	--	---	--	---	--	--

<p>② 利活用技術者育成 研修事業</p>	<p>開催する事業とする。</p>	<p>2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>		
<p>③ 鳥獣利活用推進支援事業</p>	<p>捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催・運営、捕獲個体の処理に関する調査を実施する事業において、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 全国複数箇所で研修会を開催すること。</p> <p>2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>		
	<p>捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制（コンソーシアム）を構築し、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進のための関連情報の収集・発信、広報・普及啓発等を実施する事業について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 経費・事業内容欄に規定するコンソーシアムは、民間企業、地方公共団体の他、野生鳥獣の捕獲、処理加工、供給及び消費に取り組む民間団体等で構成すること。</p> <p>2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>		

④ジビエ流通衛生管理高度化事業	ジビエの加工・流通・販売段階での衛生管理の高度化を図るため、加工、流通、販売事業者に対して衛生管理を指導する指導者の育成及び加工・流通・販売事業者への個別指導のための指導者の派遣に係る支援を実施する事業について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。		<p>たしていること。</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 衛生管理の高度化に関する情報収集、指導者向けの研修及び個別指導を実施すること。</p> <p>2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>		
⑤広域捕獲選抜部隊体制整備事業	都道府県による広域捕獲活動を効果的かつ円滑に実施するため、管内の関係者の合意のもと捕獲従事者を選抜して広域捕獲選抜部隊を編成し、高度な研修を行い、本部隊による広域捕獲をモデル的に実施する事業について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業実施主体はシカ・イノシシの分布、生息、捕獲者の人数、質、捕獲手法等の実態について全国的な知見を有する者であること。</p> <p>2 広域捕獲選抜部隊の編成に当たっては、2以上の市町村の捕獲従事者を選抜するとともに、広域捕獲につ</p>			

<p>(7) 全国ジビエプロモーション事業</p>	<p>次の取組について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p> <p>(1) ジビエフェア開催事業は、協賛飲食店等を募集・開拓し、ジビエフェアを開催する事業とする。</p> <p>(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業は、消費者に対するジビエ関連情報の発信等を行う事業とする。</p>	<p>民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人及び協議会（農村振興局長が別に定めるものとする。）</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 全国的なジビエ等の消費拡大に向けた事業であること。</p> <p>2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>	<p>定額（ただし、限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	<p>農村振興局長が別に定めるところによる。</p>	<p>農村振興局長が別に定めるところによる。</p>
<p>(8) 鳥獣被害防止対策促進支援事業 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業</p>	<p>鳥獣被害対策及びジビエ活用に関する理解醸成を図るため</p>	<p>民間企業、一般社団法人</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p>	<p>定額（ただし、限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。）</p>	<p>農村振興局長が別に定めるところによる。</p>	<p>農村振興局長が別に定めるところによる。</p>

	<p>めの情報発信について、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。</p>	<p>人、一般財団法人、公益社団法人、協同財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人及び協議会（農村振興局長が別に定めるものとする。）</p>	<p>1 鳥獣被害対策及びジビエ利用の理解醸成に向けた事業であること。 2 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>	<p>長が別に定めるところによる。）</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
--	---	---	--	------------------------	-----------	-----------

【本申請書の提出よりも先に事業計画書の提出（協議）していない場合または提出（協議）した事業計画書の内容から変更があった場合】

別記様式第1号（第8関係）

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣

〇〇県（都府県）知事（氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第8の規定により、申請する。

交付金交付申請額

鳥獣被害防止総合対策整備交付金 円
 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 円

記

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び計画
3. 経費の配分及び負担区分

区分・事業種類	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D) 円	負担区分				備考
		国庫交付金 (A) 円	都道府県費 (B) 円	市町村費 (C) 円	その他 (D) 円	
鳥獣被害防止総合 対策整備交付金						
1 事業費						
2 附帯事務費						
鳥獣被害防止総合 対策推進交付金						
1 事業費						
合計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における交付金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4. 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

5. 添付書類

- (1) 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱を添付すること。
 なお、都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略できる。
- (2) 事業計画書を添付すること。
- (3) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業のうち鳥獣被害防止総合支援事業を間接交付事業として行うに当たって、間接交付事業者が交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、別紙1を作成し添付すること。
- (4) 事業計画内訳明細書（別紙2）を添付すること。
- (5) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(別紙1)

事業名	事業実施主体名	事業内容	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
			金融機関名	融資名（制度・その他）	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			〇〇金融公庫	〇〇資金	〇〇〇円	〇年	
			〇〇農協	〇〇資金	〇〇〇円	〇年	

- (注1) 事業名の欄は、鳥獣被害防止総合支援事業と記載すること。
 (注2) 事業実施主体名及び事業内容の欄は、計画書を転記すること。
 (注3) 融資内容が確認できる資料を適宜添付すること。

(別紙2)

事業計画内訳明細書

事業種類 ()

交付先	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備考
		交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
合計						

(注1) 本明細書は、事業実施主体から提出された事業計画書の内容・添付書類を基に記入すること。

(注2) 事業種類の () の欄は、鳥獣被害防止総合対策整備交付金、鳥獣被害防止総合対策推進交付金のいずれかを記入し、それぞれ別葉とすること。

(注3) 備考の欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）と記入すること。

(注4) 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

【本申請書の提出よりも先に事業計画書を提出（協議）した場合】

別記様式第1号（第8関係）

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名）
（又は所在地）
団体名
（協議会等名）
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で〇〇（注）した事業計画内容のとおり事業を実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

（注）〇〇については、事業計画の提出のみの場合は「提出」、協議を要した場合は「協議」とする。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔交付事業者〕 殿
又は〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申請書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接交付事業者に対する申立ての場合であつて、交付事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣

〇〇県（都府県）知事 （氏名）

（又は所在地）

団体名

（協議会等名）

代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第14の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号による交付金交付申請書の記に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更がない場合は省略できる。）

（注3）交付金の額が増額する場合には、件名の「令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金変更等承認申請書」を「令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱第14の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣]

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第16の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
- 2 交付事業の遂行状況

区分・事業種類	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

（注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
（又は所在地）
団体名
（協議会等名）
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第17の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分・事業種類	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 「区分・事業種類」の欄には別紙様式第1号の「3. 経費の配分及び負担区分」の「区分・事業種類」の欄を記載すること。

(注2) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣]

官署支出官〇〇農政局総務部長 殿
 [北海道にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官
 北陸農政局、東海農政局、近畿農政局又は中国四国農政局管内の府県に主たる事務所が
 所在する交付対象事業にあつては官署支出官〇〇農政局総務管理官
 沖縄県にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官]

〇〇県（都道府）知事（氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第18の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注2）

記

区分・事業種類	総事業費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日 現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注1) 1 「区分・事業種類」の欄には別紙様式第1号の「3. 経費の配分及び負担区分」の「区分・事業種類」の欄を記載すること
 2 「交付決定通知の年月日及び番号」は、変更交付決定通知があつた場合、当初の交付決定通知の年月日及び番号並びに変更交付決定通知の年月日及び番号の両方を記載すること。
 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 交付等要綱第17第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣]

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第19第1項の規定により、その実績を報告する。
 （また、併せて精算額として鳥獣被害防止総合対策整備交付金〇〇〇円、鳥獣被害防止総合対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。）

記（注3）

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び実績
3. 経費の配分及び負担区分

区分・事業種類	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D) 円	負担区分				備考
		国庫交付金 (A) 円	都道府県費 (B) 円	市町村費 (C) 円	その他 (D) 円	
鳥獣被害防止総合 対策整備交付金 1 事業費 2 附帯事務費						
鳥獣被害防止総合 対策推進交付金 1 事業費						
合計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 事業の完了年月日 令和 年 月 日

5. 収支精算

(1) 収入の部

区分・事業種類	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫交付金 2 都道府県費 3 市町村費 4 その他	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
鳥獣被害防止総合対 策整備交付金 1 事業費 2 附帯事務費 鳥獣被害防止総合対 策推進交付金 1 事業費	円	円	円	円	
合計					

6 添付書類

(1) 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱を添付すること。

なお、都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略できる。

(2) 交付金交付申請又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

(3) 報告の際には、以下の資料を添付すること。

- ① 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
- ② 推進事業にあつては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- ③ 事業実績内訳明細書（別紙3）

(4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注1) 精算額がない場合は、() 部分を除くこと。

(注2) 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあつては、実績報告書の収支精算の支

出の部の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

(注3) 事業計画の承認申請に当たり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の(注)に置き替える。

- ① 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」(間接交付対象事業者に対し間接交付金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。’)旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
- ② 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を追記・修正し添付すること。
- ③ 添付書類については、6の(3)に準ずること。

(別紙3)

事業実績内訳書

事業種類 ()

交付先	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備考
		交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
合計						

(注1) 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付書類を基に記入すること。

(注2) 事業種類の()の欄は、鳥獣被害防止総合対策整備交付金、鳥獣被害防止総合対策推進交付金のいずれかを記入し、それぞれ別葉とすること。

(注3) 備考の欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円うち国費〇〇円」と記入すること。

(注4) 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣]

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に 要する経費 (A)	国庫交付金	(A) のうち 年度内支出 済額	概算払受 入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

(注1) 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする。(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)

(注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

(注3) 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

(注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

〇〇農政局長 殿
 〔北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
 （又は所在地）
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第19第4項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1	適正化法第15条の交付金の額の確定額 （令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2	交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注1）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- （5）市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料

（注2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注1) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署受付済）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済）
- (4) 交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県(都府県)知事 (氏名)
(又は所在地)
団体名
(協議会等名)
代表者氏名

年度鳥獣被害防止総合対策交付金の収益報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された 年度鳥獣被害防止総合対策交付金において収益が生じたので、下記のとおり報告します。

- 1 事業の区分
- 2 交付金交付額 円
- 3 交付対象経費 円
- 4 事業に係る収益額 円
- 5 根拠書類
(注) 根拠書類を添付すること (根拠資料に代えて、URL 記載も可)。

鳥獣被害防止総合対策交付金交付金調書

交付事業名	国		地方			公共			団体			名		備考
	交付決定の額	交付率	歳入			歳出			うち国庫交付金相当額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	円	
			科目	予算現額	円	科目	収入済額	円						
〇〇事業	円													
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 1 「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別で作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。